

## 第9編 河川公園

## 第9編 河川公園

### 第1章 淀川河川公園のはじまり

#### 1.1 淀川河川公園事業発足以前

淀川河川公園は、大阪湾の淀川河口部（大阪府）から桂川、宇治川、木津川が合流する三川合流域（京都府）まで延長約37kmの両岸の河川敷に位置する国営公園である。淀川の広大な河川敷、豊富な動植物等の自然環境を活かして、近畿圏のレクリエーション需要の増大に対処するとともに、淀川の河川空間を近畿圏の広域緑地系統の骨格として活用することを目的とし、昭和47年度（1972）より国営公園として事業が進められている。

淀川河川公園が設置されることとなったきっかけは、東京オリンピックが開催された昭和39年（1964）までさかのぼる。オリンピック開催後、成績不振の一因は国民の体力不足にもあるとされる<sup>1)</sup>など、国民の体力づくりへの関心が急速に高まり、同年12月「国民の健康、体力増力対策について」が閣議決定された。当時、都市においては過密化が進み、深刻な土地不足という問題が生じてきていた時期である。昭和40年（1965）3月には、関係各省からなる対策協議会が発足し、当面措置すべき対策のひとつとして、国民一般が、家族連れで日常気軽に体力づくりの運動に親しめるような「国民広場」を大都市周辺の河川敷を利用して設置することとされた。この決定に基づいて、建設省では都市局と河川局との間で、大都市周辺の河川敷の開放について検討し、あらゆる国民が日常生活において気軽に楽しめる緑地を造成する計画を立て、昭和41年度（1966）から整備を始めたこととなった。そして、昭和40年（1965）12月、事務次官通達として、河川敷の公共利用をある程度認める河川敷地占用許可準則（旧準則）が発出された。通達では、許可が可能なものとして「公園、緑地及び広場」を第一に、「一般公衆の用に供する運動場」を第二に挙げている。

これに基づいて、建設省は昭和41年（1966）9月、多摩川（東京都）、新淀川（大阪市）などを河川敷公園のモデルケースとして開放し、これが好評を博したので、引き続き、昭和42年度（1967）には江戸川（千葉県松戸市）、鴨川（京都府）など9河川を新たに開放した。河川敷の公共利用を計画的に開始した、いわば河川公園の黎明期である。<sup>2)</sup>

一方、この頃淀川では、度重なる計画高水位を上回る洪水を受けて新水系計画（昭和46年（1971）工事実施基本計画改定）の検討に着手している。模型実験等による河道計画検討の結果、低水路流量は約4,000m<sup>3</sup>/s、高水敷の冠水頻度は2~3年に1度となり、過密した都市部において高水敷の高度利用に適した長大な場の創出が可能となり、淀川河道計画の検討段階から淀川河川公園の整備計画の策定が積極的に始められた。高水敷整備にあたっては、低水路拡幅のため民間砂利組合が旧高水敷を掘削し、コンクリート用細骨材として転用できないシルト分を含む土砂を、条件工事として計画高水敷高まで盛土することで高水敷整地工事が行われた。

こうした背景のもと、昭和44年（1969）9月には、近畿地方建設局、大阪府、沿川の7市町からなる「淀川河川公園連絡協議会」が発足し、新しい河道整備事業に伴い生じる大面積の高水敷を活用した公園整備について検討が進められていった。

## 1.2 淀川河川公園事業の発足

「淀川河川公園連絡協議会」の設立以降、協議会を中心に、計画の検討、管理の方法、実現への運動などの検討が精力的に展開された。並行して、改修計画についても固まり、昭和 46 年（1971）3 月には、河川審議会の議を経て、淀川水系工事実施基本計画の改定が正式に決定した。

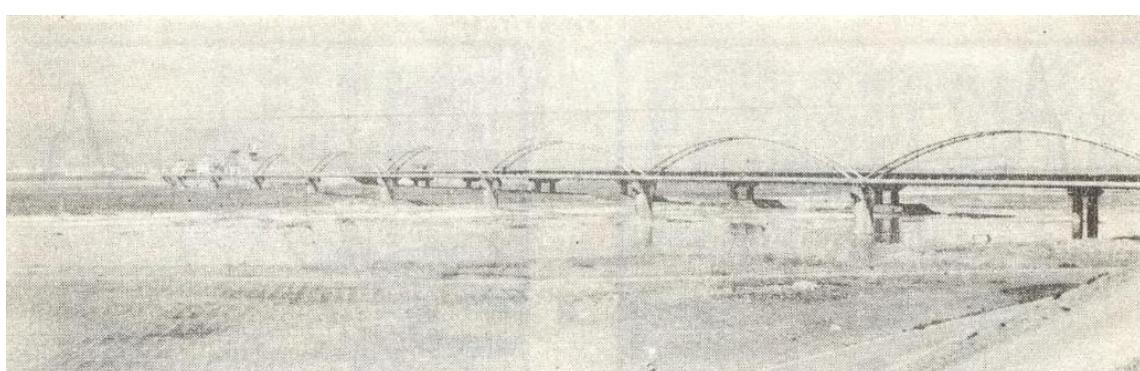
これを受け、淀川工事事務所では、

- ① 公園施設と河川管理施設が表裏一体となること
  - ② 公園区域が将来、上流府県にまたがる可能性を有すること
  - ③ 広域的な誘致力をもっていること
  - ④ 広い・長い・水があるといったかけがえのない特徴があること
  - ⑤ 淀川を公園化するには河川管理と一貫管理して始めて、その真価が發揮できること
- といった理由で、淀川改修百年記念事業として国営淀川河川公園事業の予算要求を提出し、昭和 47 年度（1972）予算において、我が国初の国営河川公園が事業化された。<sup>3)4)</sup>

その後、既に高水敷が整備された箇所を中心に事業を実施し、昭和 48 年（1973）8 月に太間・八雲・外島の 3 地区を部分供用（仮オープン）し、昭和 49 年（1974）10 月に太間・八雲・外島・木屋元・出口・三島江・八雲野草地区の 7 地区を開園した。

昭和 47 年度（1972）からの公園整備は、近畿地方建設局が定めた「淀川河川公園計画概要（案）」により進められ、昭和 50 年（1975）7 月には、河川・造園・都市計画・生態学などの専門家で構成される淀川河川公園基本計画策定委員会の意見を得て「淀川河川公園基本計画」が策定された。その後、昭和 51 年（1976）5 月、都市公園法改正により国営公園が法制度として創設されたことを受け、淀川河川公園は広域の見地から設置されるイ号国営公園（都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号）の第 1 号として位置付けられた。

なお、公園整備は、昭和 48 年（1973）4 月に発足した淀川河川公園出張所（昭和 53 年（1978）廃止され、同時に淀川工事事務所に副所長（公園担当）及び河川公園課が新設）が担当し、供用した公園の維持管理については、昭和 50 年（1975）9 月に発足した財団法人河川環境管理財団に随意契約で委託された（平成 25 年度（2013）以降、総合評価方式一般競争入札へ移行）。<sup>5)</sup>



淀川河川公園整備前の様子<sup>6)</sup>

〈参考文献〉

● 第 1 章

- 1) 淀川河川公園連絡協議会設立 30 周年記念 (2000) : 淀川河川公園、p. 52
- 2) 淀川河川公園 20 周年記念シンポジウム実行委員会 (1994) : 明日の河川公園像を考えるシンポジウム、p. 45
- 3) 中山晋 (1972) : 淀川河川公園について、公園緑地 33(1)、pp. 5-14
- 4) 竹島恭一 (1976) : 淀川河川公園、公園緑地 37(2)、pp. 59-64
- 5) 岡田朋・田中斎 (1980) : 淀川河川公園、公園緑地 41(3)、pp. 66-74
- 6) 大石右正 (1971) : 淀川河川公園の誕生、新都市 25 (6)、pp. 12-17

## 第2章 淀川河川公園基本計画

### 2.1 旧淀川河川公園基本計画

昭和50年（1975）に策定された「淀川河川公園基本計画」は、「治水・利水の整備計画との調和を図りつつ、大阪、京都府境から下流域における、自然環境の保全とレクリエーション施設の整備を図り、淀川の河川敷という条件を活かして、ほかの都市公園では実現できない新しいタイプの公園を具現」することとした。

その特徴は、施設配置の詳細を定めないゾーニングによる点にあり、大阪府域の本川のうち淀川大橋までを対象として、「自然地区」、「施設広場地区」、「野草広場地区」の3つの地区区分でゾーニングが行われた。

表 9.2-1 旧淀川河川公園基本計画における地区

地区名	概要
自然地区	河川改修計画に照らし、既存の良好な自然を維持し得る地域及び良好な自然環境に育成が可能と思われる地区。既存の自然生態系の調査、観察及び種の保存の場として、淀川における特色ある自然環境を保全することを目的とする。
施設広場地区	スポーツ、遊戯等積極的な空間利用のため、立地条件を考慮して設ける地区。道路、鉄軌道、計画緑道、計画サイクリング道路からの河川敷へのアプローチの状況、市街地の状態、堤内地における広域利用、地域利用の公園緑地不足状況等を勘案し、運動施設、遊戯施設、修景施設、便宜施設等の施設を集中して整備し、動的、静的利用を積極的に図る。
野草広場地区	自然地区と施設広場地区に挟まれた、極力施設整備を避けつつ、野草等の植生を主体とする準自然地。自由広場として、散策、休養等の静的利用及び野草園等の教育園、教材園により、児童、少年が自然観察と遊びを通して自然との接触を図る地区であり、両地区の緩衝帶の役割を持つ。

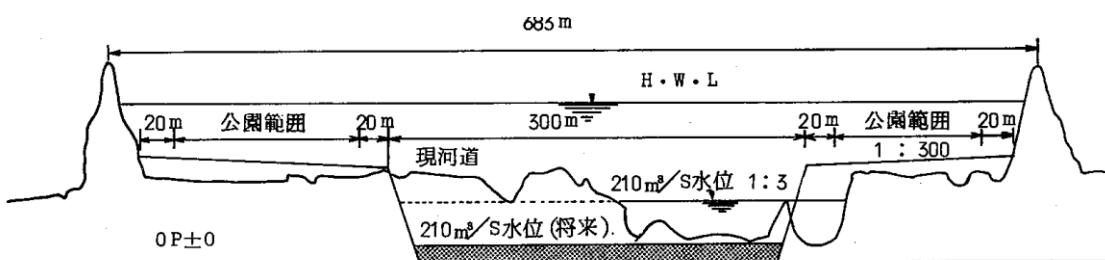


図 9.2-1 計画河道標準断面図<sup>1)</sup>

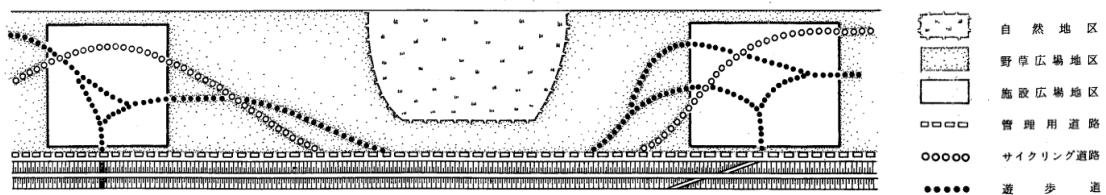


図 9.2-2 計画河道標準断面図<sup>1)</sup>

また、広域公園としての位置づけとして、「淀川河川公園は、広く他府県にまで利用圏を持っており、近畿圏における広域緑地系統の骨格として位置づけられるもので、従来ややもすると点的にしか扱われなかつた近畿圏における公園緑地を有機的に結びつけるもの」とされている。さらに、大阪府域における公園緑地が環状に配置計画がなされるなかで、放射状の淀川河川公園は、これらを有機的に結びつけ、各地で計画されている支線緑道、サイクリング道路をつなぐ幹線となり、利用者によるルートの選択を広域的に可能とする位置をしめることとなる、ともされている。

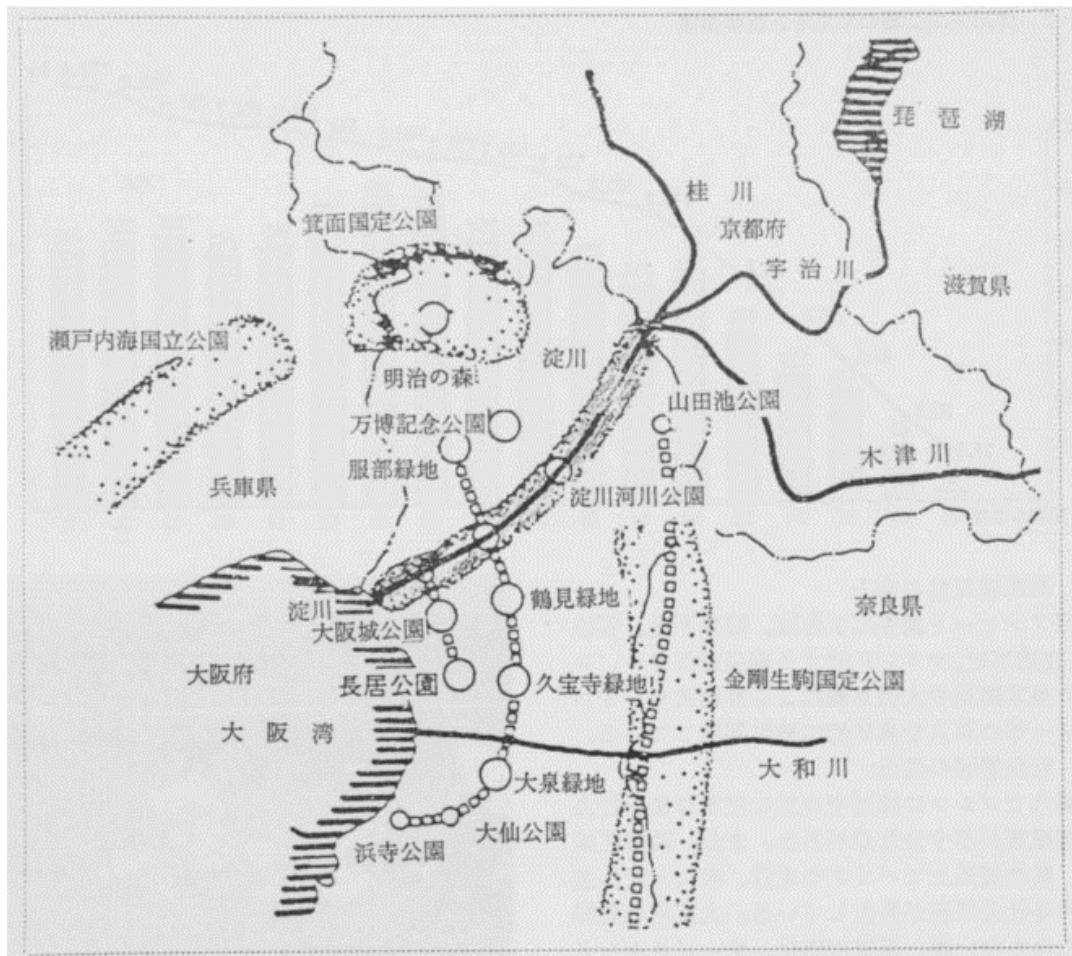


図 9.2-3 広域緑地系統図<sup>2)</sup>

昭和 54 年（1979）には、淀川周辺の急速な都市化に伴う公園利用範囲の広域化ならびに利用密度の高度化等、近畿圏における広域公園としての淀川河川公園の役割を踏まえて基本計画を改定した。その内容は、淀川大橋から河口までの範囲を新たに計画対象に加えるとともに、周辺の都市における運動施設を確保するための地区の配置の見直しを行い、施設広場地区を暫定的に拡大するものであった。

その後、淀川上流域における都市化の進展等に伴う緑とオープンスペースに対する要望の高まりから、着手後 10 年を経過した昭和 57 年度（1982）より、京都府域において公園の整備に着手し、昭和 58 年（1983）3 月には、「淀川上流域河川公園（仮称）基本計画」が策定された<sup>3)</sup>。この際、景観保全地区（淀川上流域の有する歴史・文化・自然環境と一体となって河川環境を保全・育成する地区）がゾーニングに加えられ、三川合流部に設定された。

また、多様化、高度化するレクリエーション需要に対応する必要から昭和 58 年度（1983）より、河川敷の公園に隣接する堤内地を河畔地区として設定し、整備を行っている<sup>3)</sup>。

## 2.2 淀川河川公園基本計画改定（平成 20 年）の背景

現在、淀川河川公園の整備及び管理は、平成 20 年（2008）8 月に改定された「淀川河川公園基本計画」に基づき行われている。これは、淀川河川公園が抱えている様々な問題点を踏まえ、昭和 54 年（1979）に改定された基本計画を抜本的に見直し、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐため、整備及び管理の方針を定め、新たな公園づくりの目標を示したものである。

計画においては、抜本的な改定が必要となった背景として、

- ① 河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりに応えるため、平成 9 年（1997）に河川法が改正され、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」が位置付けられ、市民参加の取り組みが求められていること。
  - ② 戦後の相次ぐ出水に対応するため、河床を掘り下げて河川の断面積を大きくし、低水路と河川敷を整備するとともに、河川公園において社会的な要請によりグラウンドを含む施設広場地区の整備を先行させてきたため、生物の生息・生育環境が悪化したこと。
  - ③ 高齢者数の増加など社会が変化する中で、余暇活動の場のほかに、水辺の景観や歴史・文化資源の活用、都市の防災性向上など、様々な役割が求められるようになったこと。
- の 3 点を挙げている。

## 2.3 淀川河川公園基本計画（平成 20 年）

平成 12 年（2000）に設置された「淀川河川公園フォローアップ委員会」によりまとめられた「淀川河川公園基本計画改定に向けた提言（平成 13 年（2001）8 月）」を受け、平成 16 年（2004）7 月に「淀川河川公園基本計画改定委員会」が設置された。その後、十三、太間、芥川、楠葉の 4 地区をケーススタディとして検討が進められ、平成 20 年（2008）8 月に「淀川河川公園基本計画」が改定された。委員会は約 4 年間にわたり、計 25 回開催された。

以下に基本計画の概要を示す。

### （1）整備及び管理運営の基本方針

これからの中川河川公園は、「河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にした公園にする」という認識のもとで、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを目指す。

そのため、「川が川をつくる」のを手伝うという考え方を念頭に、試行を重ねながら淀川の自然環境の保全・再生を図る。利用については、淀川水系河川整備計画（案）（平成 20 年（2008）6 月）において「『川でなければできない利用、川に活かされた利用』を推進する観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりを踏まえながら縮小していくことを基本とする」とされていることを鑑み、多様な主体の参加と連携のもと、すべての生物と共存できる健全かつ秩序ある利用を促す。整備方針及び管理運営方針の概要は以下のとおり。

#### 整備方針

- ① ゾーニング計画を新たに定める
- ② 淀川の自然環境の保全・再生を図る
- ③ 淀川らしい利用ができるようにする
- ④ 淀川にまつわる歴史・文化資源を活かす

#### 管理運営方針

- ① 淀川の自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行う
- ② 安全、快適に利用できるようにする
- ③ 淀川にふれ、学ぶための機会を増やす
- ④ 多様な主体の参加と連携を図る

### （2）整備計画

当初の基本計画において定めた地区区分を改め、淀川特有の自然環境を有する場所などの保全・再生や水陸移行帯の縦断方向への連続性の確保を図るとともに、淀川の自然の中

で水に親しみ、憩う場をつくるため、新たに「自然環境保全・再生ゾーン」、「水辺環境保全・再生ゾーン」、「多目的利用ゾーン」の3つのゾーンを、淀川の自然環境が縦断及び横断方向に連続するように設置する。(表 9.2-2 および図 9.2-4～9.2-6)

また、各ゾーンにおける施設整備の考え方は表 9.2-3 のとおりとする。

表 9.2-2 淀川河川公園基本計画（平成 20 年）における施設整備計画一覧表

ゾーン名称	面積 (ha)	構成比 (%)
自然環境保全・再生ゾーン	273	22%
水辺環境保全・再生ゾーン	569	47%
多目的利用ゾーン（緩衝帯を含む）	374	31%
合計	1,216	100%

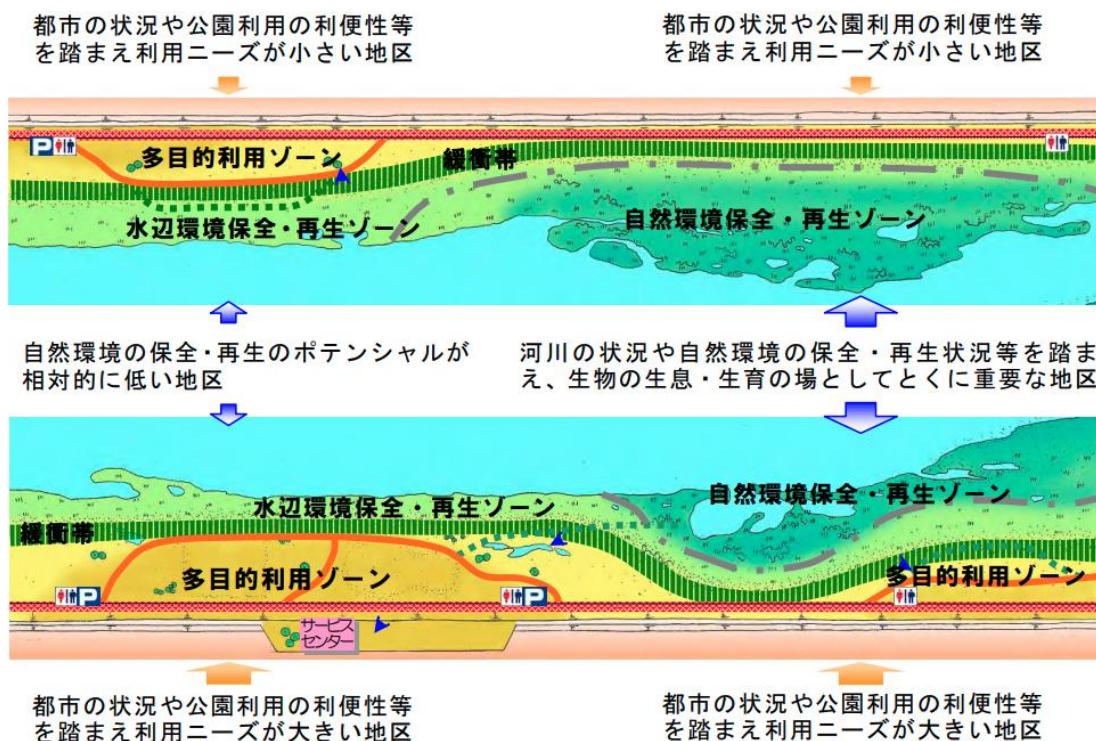


図 9.2-4 淀川河川公園基本計画（平成 20 年）におけるゾーニング模式平面図

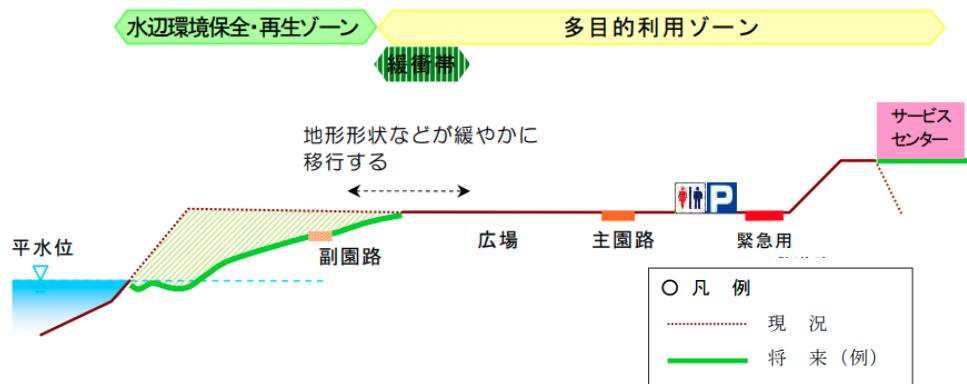


図 9.2-5 淀川河川公園基本計画（平成 20 年）におけるゾーニング模式断面図  
【利用ニーズが大きい地区の例】

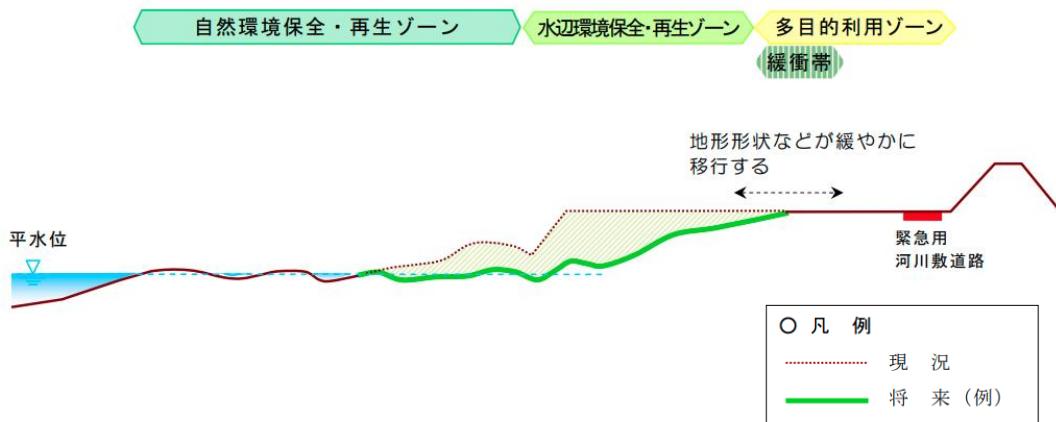


図 9.2-6 淀川河川公園基本計画（平成 20 年）におけるゾーニング模式断面図  
【生物の生息・生育の場としてとくに重要な地区の例】

表 9.2-3 淀川河川公園基本計画（平成 20 年）における施設整備計画一覧表

		自然環境保全・再生ゾーン	水辺環境保全・再生ゾーン	多目的利用ゾーン
広場		×	×	○
園路	主園路	×	×	○
	副園路	△（自然環境の保全・再生を図る上で必要なものに限る）	○	○
便益施設		×	×	○
安全施設・案内施設		△ (安全施設に限る)	○	○
サービスセンター		（堤防の居住側で設置）		

（凡例） ○ … 設置可能（必要性を十分検討のうえ、必要なものに限る）

△ … 条件付きで設置可能（〃）

× … 設置しない

### (3) 管理運営計画

各ゾーンの整備の目的と内容を踏まえ、自然環境の保全・再生や淀川らしい利用のための管理運営を行うとともに、多様な主体の参加と連携を図るための仕組みとして、地域協議会（仮称）を設置し、地区毎の特性に応じた計画の検討や整備及び管理運営を行うための協議を行う。

また、本基本計画の方針や計画内容、ゾーニング計画などの実現に向けた整備及び管理運営が適切に行われているかどうかの点検を行うため、地域協議会（仮称）の代表、学識経験者、管理者などからなる全体協議会（仮称）を設置する。

## 2.4 淀川河川公園地域協議会

淀川河川公園基本計画（平成 20 年（2008）8 月）に基づき、平成 22 年（2010）3 月の中流右岸域地域協議会設立を皮切りに、上流域地域協議会、中流左岸域地域協議会、下流域地域協議会が設立され、平成 25 年（2013）3 月に全体協議会が設立された。

協議会では、今後およそ 5 年程度を目途として、整備・再整備を実施することが見込まれる地区について、各地域の全体的な方針・方向性を「域地域協議会」において議論することとし、地域に密着したより具体的な検討が必要とされる場合は、利用者・利用団体、地元自治会等様々な意見をより反映できるよう地区ごとに関係者による「地区会議」を設置することとしている。

なお、淀川河川公園地域協議会は、令和 7 年（2025）7 月に 4 つの地域協議会と全体協議会を統合した「淀川河川公園協議会」に組織改編されている。

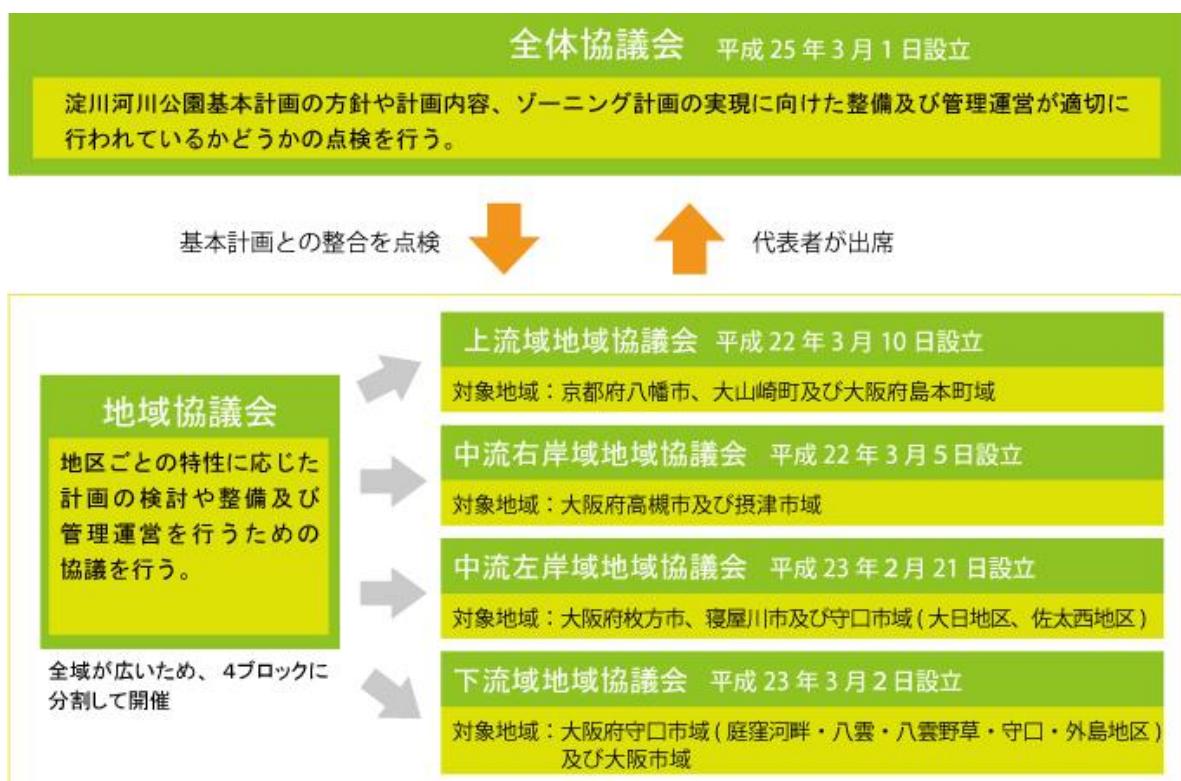


図 9.2-7 淀川河川公園地域協議会の概要

各地域協議会の開催状況と地区の整備計画承認状況は表 9.2-4 のとおり。

表 9.2-4 淀川河川公園地域協議会の開催状況及び地区整備計画の承認状況

年月日	開催協議会	整備計画承認地区
令和 5 年 3 月 10 日	令和 4 年度 上流域地域協議会開催	
令和 4 年 7 月 26 日	令和 4 年度 下流域地域協議会開催	
令和 3 年 9 月 27 日	令和 3 年度 中流右岸域地域協議会開催	鳥飼上地区
令和 3 年 6 月 18 日	令和 3 年度 中流左岸域地域協議会開催	枚方・三矢地区
令和 3 年 3 月 3 日	令和 2 年度 下流域地域協議会開催	守口地区、外島地区
平成 31 年 3 月 11 日	平成 30 年度 第 2 回 下流域地域協議会開催	
平成 31 年 2 月 28 日	平成 30 年度 上流域地域協議会開催	
平成 31 年 1 月 16 日	平成 30 年度 中流右岸域地域協議会開催	
平成 30 年 8 月 27 日	平成 30 年度 下流域地域協議会開催	
平成 30 年 2 月 21 日	平成 29 年度 中流左岸域地域協議会開催	
平成 30 年 2 月 6 日	平成 29 年度 下流域地域協議会開催	
平成 29 年 11 月 22 日	平成 29 年度 上流域地域協議会開催	御幸橋野草地区
平成 29 年 8 月 29 日	平成 29 年度 下流域地域協議会開催	
平成 28 年 3 月 9 日	平成 27 年度 下流域地域協議会開催	
平成 28 年 3 月 4 日	平成 27 年度 上流域地域協議会開催	
平成 27 年 2 月 18 日	平成 26 年度 第 1 回 上流域地域協議会開催	大山崎地区
平成 26 年 9 月 18 日	平成 26 年度 第 1 回 中流左岸域地域協議会開催	
平成 26 年 9 月 14 日	点野の水辺づくりワークショップ開催	
平成 26 年 8 月 8 日	平成 26 年度 第 1 回 下流域地域協議会開催	
平成 26 年 3 月 3 日	平成 25 年度 全体協議会開催	
平成 26 年 2 月 20 日	平成 25 年度 第 2 回 上流域地域協議会開催	
平成 25 年 9 月 10 日	平成 25 年度 第 1 回 中流左岸域地域協議会開催	
平成 25 年 8 月 28 日	平成 25 年度 第 1 回 中流右岸域地域協議会開催	
平成 25 年 8 月 7 日	平成 25 年度 第 1 回 下流域地域協議会開催	
平成 25 年 8 月 6 日	平成 25 年度 第 1 回 上流域地域協議会開催	
平成 25 年 3 月 1 日	平成 24 年度 全体協議会開	
平成 25 年 1 月 31 日	平成 24 年度 第 2 回 下流域地域協議会開催	庭窪・八雲地区、西中島・十三野草地区
平成 25 年 1 月 18 日	平成 24 年度 第 1 回 上流域地域協議会開催	
平成 24 年 12 月 14 日	平成 24 年度 第 2 回 中流左岸域地域協議会開催	枚方・三矢地区、太間・点野野草地区
平成 24 年 11 月 8 日	平成 24 年度 第 1 回 中流右岸域地域協議会開催	
平成 24 年 8 月 7 日	平成 24 年度 第 1 回 中流左岸域地域協議会開催	
平成 24 年 8 月 6 日	平成 24 年度 第 1 回 下流域地域協議会開催	
平成 24 年 2 月 29 日	平成 23 年度 第 2 回 下流域地域協議会開催	
平成 24 年 2 月 16 日	平成 23 年度 第 2 回 中流左岸域地域協議会開催	
平成 23 年 12 月 15 日	平成 23 年度 第 2 回 中流右岸域地域協議会開催	大塚地区、鳥飼下地区
平成 23 年 11 月 24 日	平成 23 年度 第 2 回 上流域地域協議会開催	背割堤地区、島本地区
平成 23 年 8 月 9 日	平成 23 年度 第 1 回 中流左岸域地域協議会開催	
平成 23 年 8 月 5 日	平成 23 年度 第 1 回 下流域地域協議会開催	
平成 23 年 7 月 22 日	平成 23 年度 第 1 回 上流域地域協議会開催	
平成 23 年 7 月 20 日	平成 23 年度 第 1 回 中流右岸域地域協議会開催	
平成 23 年 3 月 2 日	平成 22 年度 第 1 回 下流域地域協議会開催	
平成 23 年 2 月 21 日	平成 22 年度 第 1 回 中流左岸域地域協議会開催	
平成 23 年 2 月	上流域、中流右岸域の 7 地区において地区会議開催	
平成 22 年 12 月 22 日	平成 22 年度 第 2 回 上流域地域協議会開催	
平成 22 年 12 月 21 日	平成 22 年度 第 2 回 中流右岸域地域協議会開催	
平成 22 年 10 月 8 日	平成 22 年度 第 1 回 上流域地域協議会開催	
平成 22 年 10 月 4 日	平成 22 年度 第 1 回 中流右岸域地域協議会開催	
平成 22 年 3 月 10 日	平成 21 年度 上流域地域協議会開催	
平成 22 年 3 月 5 日	平成 21 年度 中流右岸域地域協議会開催	

〈参考文献〉

●第2章

- 1) 旧淀川河川公園基本計画
- 2) 後藤和夫 (1991) : 淀川河川公園－全国の河川公園のモデルとして歩む－、公園緑地 52(4)、pp. 36-38
- 3) 宮井宏 (1987) : 淀川河川公園の概要、公園緑地 47(6)、pp. 39-42

### 第3章 淀川河川公園の整備状況

昭和48年（1973）に3地区16.5haの供用を開始した後、徐々に供用面積を増やしており、令和6年度（2024）末時点では41地区248.67haが供用を開始している。

公園区域のほとんどが、河川区域内という特殊な立地条件にあることから、施設整備に際しては、「河川敷地占用許可準則」に基づいて、敷地造成は±0.5m以内、植栽は1m以下とし、野球場のバックネット、テニスコートのフェンス、シェルター、トイレなどの工作物は転倒式または河畔式の構造としている。また、公園に隣接した区域には、階段、坂路、親水護岸等が整備され、公園利用者の利便に供されている。<sup>1)</sup>

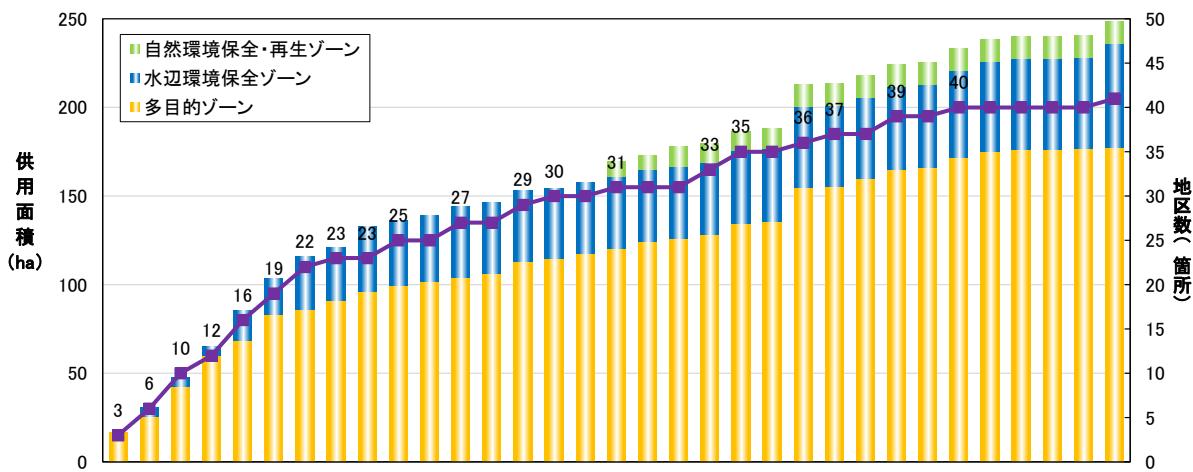


図9.3-1 供用面積及び地区数（累計）

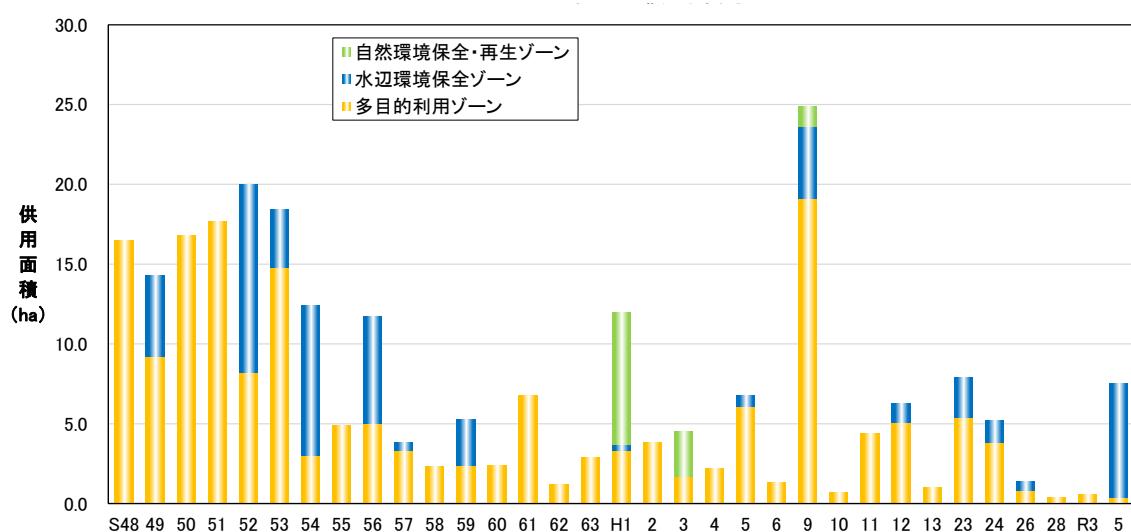


図9.3-2 地区别別供用面積（年度毎）

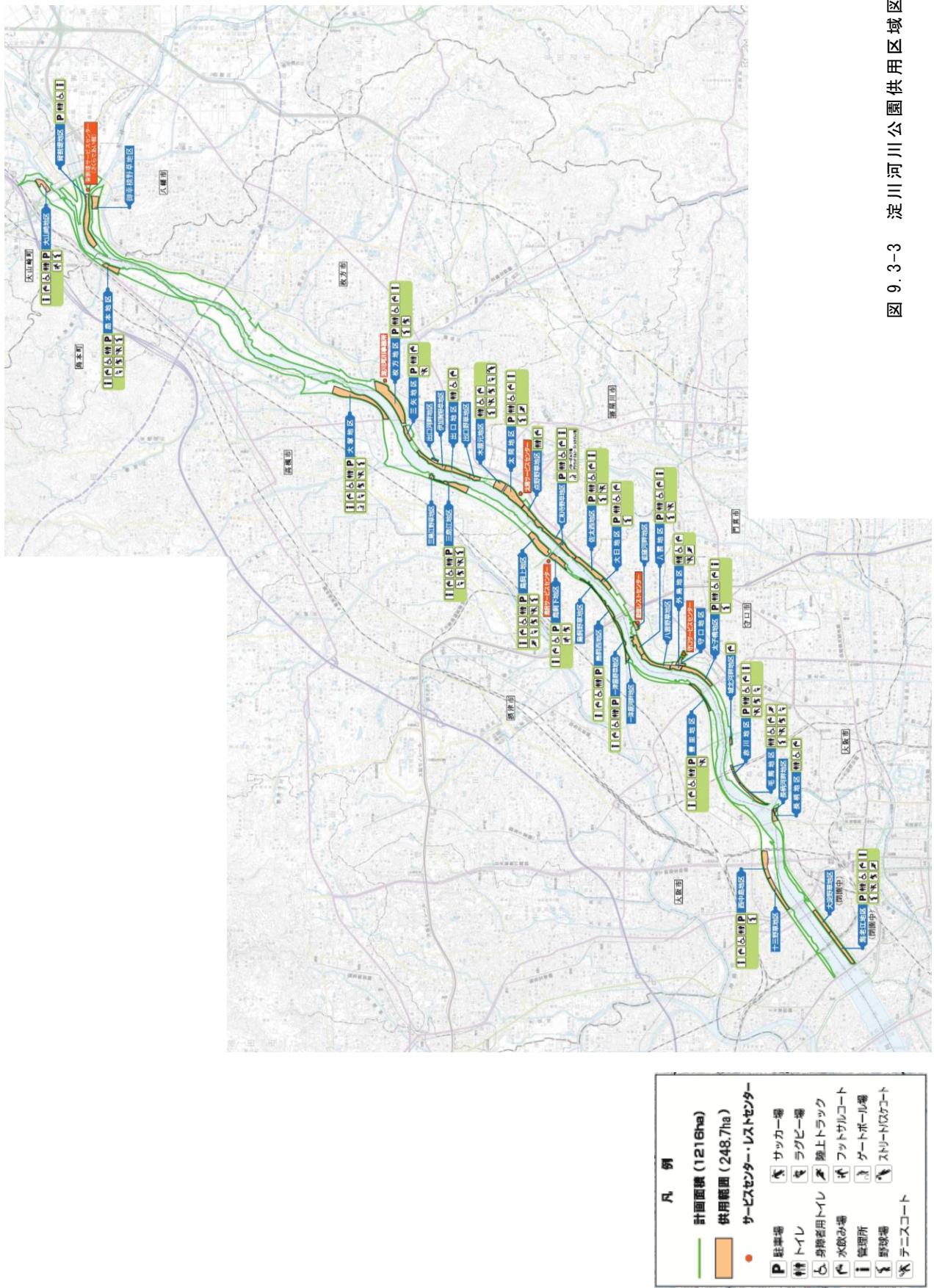


表 9.3-1 淀川河川公園施設一覧 (1/2) 令和7年3月時点

対応窓口	地区名称	面積(ha)	主要施設
守口 サービス センター	海老江地区	10.5	(閉園中)
	大淀野草地区	7.5	(閉園中)
	長柄地区	4.3	芝生広場、移動式トイレ(1基)、バーベキュー指定区域
	長柄河畔地区	1.1	休養施設、移動式トイレ(1基)、倉庫(1基)
	毛馬地区	9.4	野球場(2面)、テニスコート(2面)、サッカー・ラグビー場 (陸上トラック兼用1面)、野草広場、移動式トイレ(3基)、バーベキュー指定区域
	赤川地区	4.9	テニスコート(6面)、サッカー・ラグビー場(1面)、駐車場 (119台)、移動式トイレ(4基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	城北河畔地区	0.9	休養施設
	太子橋地区	13.3	野球場(2面)、少年野球場(1面)、徒渉池、駐車場 (223台)、移動式トイレ(5基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	外島地区	3.7	テニスコート(1面)、陸上トラック(1面)、移動式トイレ(2基)、バーベキュー指定区域
	守口地区	2.2	休養施設
	八雲野草地区	8.5	野草広場
	八雲地区	5.7	少年野球場(1面)、テニスコート(3面)、駐車場(32台)、移動式トイレ(1基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	庭窪河畔地区	0.8	休養施設
	十三野草地区	8.3	野草広場
	西中島地区	10.9	野球場(3面)、駐車場(224台)、移動式トイレ(8基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	豊里地区	7.4	テニスコート(4面)、更衣室(1棟)、駐車場(155台)、移動式トイレ(3基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	大日地区	4.9	野球場(2面)、駐車場(170台)、移動式トイレ(3基)
	佐太西地区	10.0	野球場(2面)、少年野球場(2面)、テニスコート(3面)、駐車場(317台)、移動式トイレ(6基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	仁和寺野草地区	16.5	パーゴルフコース(27ホール)、ゲートボール場(3面)、グラウンドゴルフ(24ホール)、駐車場(86台)、移動式トイレ(2基)、倉庫(2棟)
	点野野草地区	4.2	野草広場、移動式トイレ(1基)
	太間地区	15.1	野球場(1面)、陸上トラック(1面)、駐車場(682台)、移動式トイレ(7基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	木屋元地区	6.5	野球場(2面)、サッカー・ラグビー場(1面)、テニスコート(3面)、ストリートバスケットコート(2面)、移動式トイレ(3基)、バーベキュー指定区域
	出口野草地区	4.0	野草広場
	出口地区	8.7	芝生広場、移動式トイレ(1基)
	出口河畔地区	0.3	休養施設

表 9.3-2 淀川河川公園施設一覧 (2/2) 令和7年3月時点

対応窓口	地区名称	面積(ha)	主要施設
守口 サービス センター	伊加賀野草地区	9.7	野草広場
	三矢地区	2.4	テニスコート(2面)、砂場、駐車場(68台)、移動式トイレ(1基)、バーベキュー指定区域
	枚方地区	34.3	淀川スタジアム(野球場・サッカーフィールド兼用)(1面)、淀川アクアシアター、バスケットコート(1面)、多自然池、駐車場(485台)、移動式トイレ(8基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
鳥飼 サービス センター	一津屋野草地区	10.1	野草広場、駐車場(64台)、移動式トイレ(1基)
	一津屋河畔地区	0.2	芝生広場
	鳥飼西地区	3.0	駐車場(57台)、移動式トイレ(2基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	鳥飼野草地区	5.4	野草広場
	鳥飼下地区	11.1	サッカー(1面)、フットサルコート(2面)、駐車場(139台)、移動式トイレ(2基)、バーベキュー指定区域
	鳥飼上地区	13.4	野球場(3面)、テニスコート(4面)、陸上トラック(サッカー・ラグビー兼用1面)、ローラースケート場、駐車場(273台)、移動式トイレ(4基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	三島江地区	8.3	野球場(2面)、テニスコート(2面)、サッカー・ラグビー場(1面)、駐車場(315台)、移動式トイレ(3基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	三島江野草地区	5.9	野草広場
	大塚地区	25.2	野球場(2面)、テニスコート(2面)、サッカー・ラグビー場(1面)、駐車場(322台)、移動式トイレ(6基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
背割堤 サービス センター	背割堤地区	20.2	桜並木、駐車場(156台)、移動式トイレ(6基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	島本地区	4.9	少年野球場(1面)、テニスコート(1面)、サッカー・ラグビー場(1面)、駐車場(83台)、移動式トイレ(2基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
	御幸橋野草地区	7.5	多目的広場、野草広場、観察デッキ
	大山崎地区	9.5	野球場(2面)、フットサルコート(1面)、駐車場(266台)、移動式トイレ(3基)、管理所(1基)、バーベキュー指定区域
守口サービスセンター	面積は守口他区に含む		休憩室、インフォメーション、トイレ、会議室
太閤サービスセンター	0.1		休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ
鳥飼サービスセンター	0.2		休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ
背割堤サービスセンター (さくらであい館)	面積は背割堤他区に含む		展望塔、イベント広場、学習室、会議室、情報発信スペース、トイレ、さくらショップ、駐車場(22台)
庭窪レストセンター	面積は庭窪河畔地区に含む		会議室、休憩室、シャワー室、ロッカー、トイレ

表 9.3-3 年度別・地区別供用面積

(SC含む)  
(単位=ha)

供用 開始順	地区名	所在地	供用開始年度																										合計					
			S48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	23	24	26	28	R3
24	海老江	大阪市 福島区								4.9	1.7	0.4																					7.0	
14	大淀野草	大阪市 大淀区								6.2																							6.2	
29	長柄	大阪市 大淀区																	1.1	1.2												3.3		
32	長柄河畔	大阪市 大淀区																														0.8		
11	毛馬	大阪市 都島区							4.4										1.1	0.7												6.2		
25	赤川	大阪市 都島区																	1.0	0.4	0.4										3.1			
33	城北河畔	大阪市 旭区																														0.9		
12	府 阪 淀	太子橋	大阪市 旭区						10.3																							10.3		
1	川 左 岸	外島	守口市	2.6																												2.6		
30	岸	守口	守口市																0.7		1.1											1.8		
4	八雲野草	守口市	5.1																													5.1		
2	八雲	守口市	2.2																1.7													3.9		
37	庭瀬河畔	守口市																													0.7			
35	大日	守口市																													3.7			
19	佐太西	守口市							6.7	0.3																					7.0			
19	佐太西	寝屋川市								1.0																						1.0		
15	十三野草	大阪市 淀川区							4.6																						4.6			
18	右 岸	西中島	大阪市 淀川区						1.5				3.3		0.4	0.5	1.0													6.7				
8	豊里	大阪市 東淀川区							4.3																						4.4			
21	仁和寺野草	寝屋川市								1.3		6.7	0.5							0.4										8.9				
20	点野野草	寝屋川市								3.6																					3.6			
3	太間	寝屋川市	11.7																												11.7			
5	木屋元	寝屋川市	5.6																												5.6			
27	左 岸	出口野草	枚方市										2.9																		2.9			
6	出口	枚方市	3.6						3.1																						6.7			
34	出口河畔	枚方市																	0.3												0.3			
23	伊加賀野草	枚方市							6.7																						6.7			
26	三矢	枚方市								1.9																					1.9			
36	枚方	枚方市																		24.7	4.1										29.8			
16	一津屋野草	摂津市							1.0																						3.6			
38	一津屋河畔	摂津市																														0.9		
9	鳥飼西	摂津市	1.4																0.7													1.4		
22	鳥飼野草	摂津市							1.4																						2.1			
39	右 岸	鳥飼下	摂津市																		3.2	5.2									8.4			
17	鳥飼上	摂津市							5.1				1.5	0.4	0.7	0.7	0.4	0.8	1.9	0.1											11.6			
7	三島江	高槻市	5.0																1.3												6.3			
40	三島江野草	高槻市							6.1	6.6										2.0	1.9	0.5	2.4								4.3			
10	大塚	高槻市							3.0																						19.5			
13	島本	島本町																														3.9		
28	京 都	大山崎	大山崎町										5.0	0.1	0.9							0.2	0.3	1.0	1.4					0.57	9.5			
31	府	背割堤	八幡市																	8.3	2.8										11.5			
41	御幸橋野草	八幡市																														7.5		
	庭瀬	サービスセンター	守口市	0.1																												0.1		
	太間	サービスセンター	寝屋川市	0.1																												0.1		
	鳥飼	サービスセンター	摂津市																	0.2											0.2			
	背割堤	さららあい館	八幡市																													0.38		
	地区数		3	3	4	2	4	3	3	1	0	2	0	2	0	2	1	0	1	0	0	2	2	0	1	1	0	2	0	1	0	0	0	1
	地区数累計		3	6	10	12	16	19	22	23	25	25	27	27	29	30	30	31	31	31	33	35	36	37	39	39	40	40	40	40	41			

〈参考文献〉

● 第 3 章

- 1) 宮井宏 (1987) : 淀川河川公園の概要、公園緑地 47(6)、pp. 39-42

## 第4章 淀川河川公園の維持管理

### 4.1 維持管理体制の変遷

昭和 50 年（1975）9 月に、「国の施策と相俟って、広く一般の市民に親しまれる河川公園、運動場を建設・管理」を「設立趣意」に挙げる（財）河川環境管理財団が設立された。

淀川河川公園は一貫した整備と管理が必要との観点から、昭和 47 年度（1972）に国営公園として事業に着手したものであるが、公園の維持管理については、国の組織・定員増抑制のため、国に管理組織を置かず、国の職員は都市公園法・河川法等に基づく占用許可等、公権力の行使にかかる事務等、必要最小限の業務を行い、現地での利用者サービスや植物管理、工作物管理等の維持管理業務については、（財）河川環境管理財団に包括的な委託契約により実施させることとなった。

この方式は、30 年以上継続してきたが、平成 19 年度（2007）に行われた「国土交通省における随意契約の総点検、見直し」の結果を踏まえ、競争性の確保を図るため、平成 22 年度（2010）の業務から 3 箇年国債を設定した上で企画競争を実施し、平成 25 年度（2013）からは、公共サービス改革法に基づく民間競争入札（総合評価落札方式一般競争入札）へと移行した。これらの契約方式の見直しについては、国営公園全体で行われた。

その後、3 期にわたる市場化テストを経て、令和 3 年（2021）6 月の官民競争入札等監理委員会において、国営公園の運営維持管理業務については市場化テストを終了すること（終了プロセスへの移行）が了承されたことから、令和 6 年（2024）2 月～令和 10 年（2028）1 月の業務は、国土交通省の責任において総合評価一般競争入札を実施している。

なお、平成 25 年（2013）4 月 1 日に、（財）河川環境管理財団は（公財）河川財団となり、国営公園維持管理運営事業からは撤退している。

### 4.2 利用者の推移

利用者の推移は図 9.4-1 のとおりである。昭和 48 年度（1973）には年間利用者数 9 万人からスタートし、供用地区・面積が増えていくにつれ、利用者数も増加してきた。近年の利用者数は約 500 万人/年程度、供用開始からの累計は約 2 億人以上（令和 6 年度（2024）末）となっている。

近年の主な増加要因としては、平成 9 年度（1997）の枚方地区開園や、平成 11 年度（1999）から枚方まつり・くらわんか花火大会が淀川河川公園で開催されるようになったこと（その後、花火大会は平成 15 年度（2003）に廃止されたが、令和 4 年度（2022）から復活）、平成 11 年（1999）度頃から若者や家族連れを中心に屋外レジャーブームがあつたこと、平成 19 年度（2007）から早朝利用（7 時開園）を通年実施したこと、や臨時駐車場を設定し来園車両の増加を図ったこと、平成 20 年度（2008）に運動施設予約システム「よどいこ」を導入し、流域市町を超えて関西圏からの利用を促進したこと、平成 24 年度（2012）以降の大型イベント開催増加等が挙げられる。

主な減少要因としては、平成 15 年度（2003）のくらわんか花火大会中止、平成 18 年度（2006）の守口スポーツプラザプール廃止、令和 2 年度（2020）～4 年度（2022）の新型コロナウイルス感染症拡大等が挙げられる。

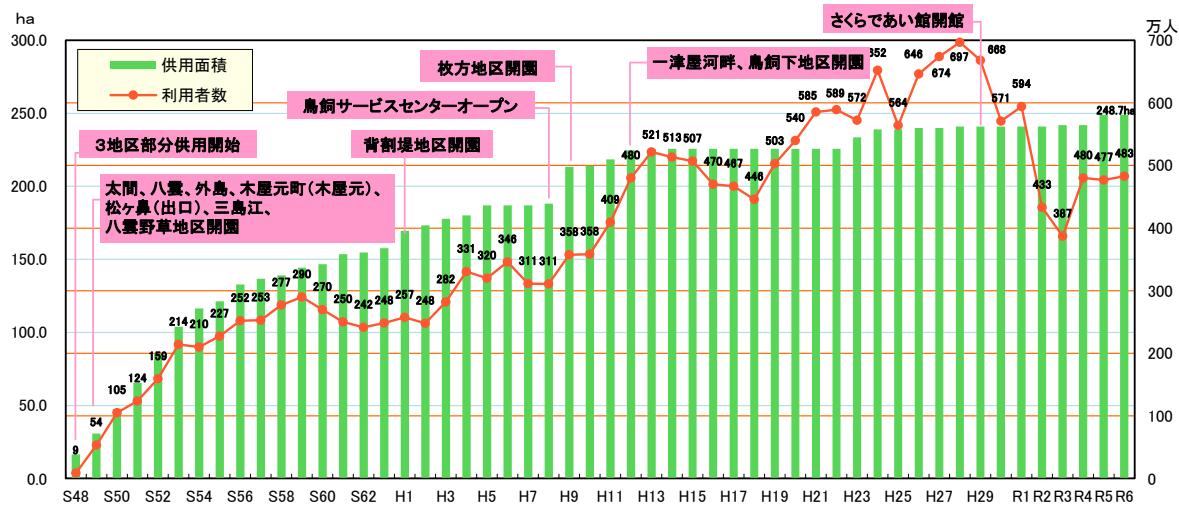


図 9.4-1 淀川河川公園の供用面積と利用者数の推移

#### 4.3 維持管理運営の概要

淀川河川公園の管理運営は、植物管理、施設監理、巡視、繁忙期の対応、出水対応、事故等の緊急時の対応、様々な利用とマナーアップ、多様なイベント等、多岐に渡る。管理区域については、河川公園という特性から、公園としての供用範囲だけでなく周辺区域を含めて管理を行っている。(図 9.4-2)

なお、高水敷の芝生管理、巡視等は河川管理の一環として治水予算で対応しており、河川法上の占用物件である低木、運動施設、工作物等は公園予算で対応し(表 9.4-1)、これらを包括的に、淀川河川公園管理センター(現在は、総合評価一般競争入札方式の手続きにより選定された事業者)に委託している。<sup>1)2)</sup>

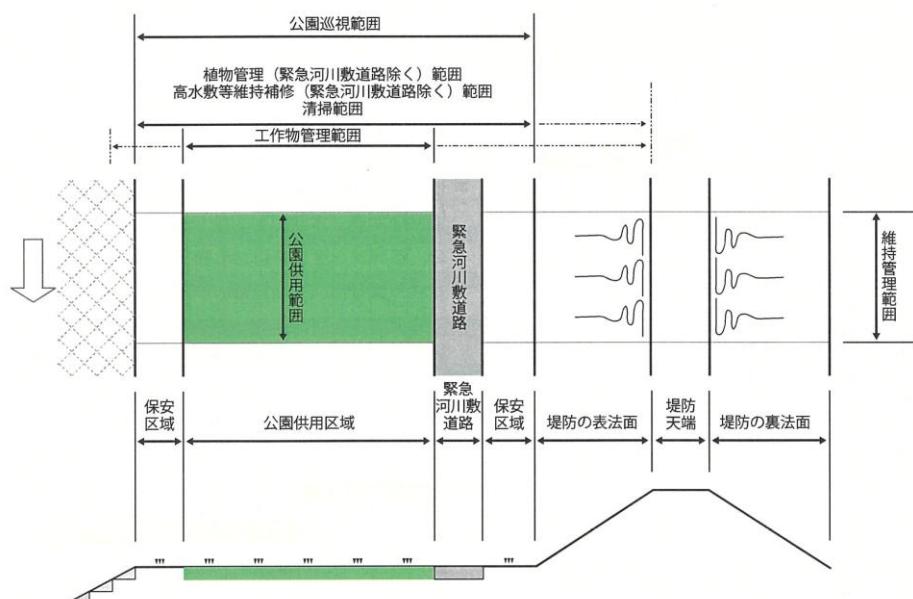


図 9.4-2 淀川河川公園管理概念図<sup>3)</sup>

以下に特徴的な管理運営内容を記載する。

### (1) 植物管理

河川公園内の芝生、樹木、草花等は、治水上支障の無いように適正に維持管理するとともに、利用者の安全確保、見通し改善、河川景観及び生態系保全のため、良好な修景施設として管理する必要がある。芝生管理は、ゴルフ場並みを目指して、ゾーンを設定し草丈測定に基づき除草作業を実施。低木は、流水の阻害軽減のため 1m 以下で管理し、利用者の安全確保に支障となる低木は計画的に撤去している。なお、除草については、昭和 51 年度（1976）から平成 21 年度（2009）までは河川環境管理財団大阪事務所が実施しており、平成 22 年度（2010）以降は、淀川河川事務所が実施している。



低木全景



高木点検 長柄地区

### (2) 工作物管理

公園内には、様々な工作物が設置されてきたが、遊具や噴水等は経年劣化のため、多数の施設が撤去もしくは休止状態となった。また、トイレは河川敷のため車輪のついた移動式であるが、様々な改善の取り組みがなされ、現在はほとんどが FRP 製の簡易式水洗トイレとなっている。



太閤地区 更新された新しいトイレ



FRP 製の水洗トイレ

### (3) 出水対応

河川公園の便益施設であるトイレ、野球施設・テニス施設のポール及びネット、シェルターや管理所等は河川敷の高さを超える洪水が発生した時は流水の阻害となるため、洪水が予想される時は支障の無い所へ撤去させる必要がある。このため施設撤去計画を策定

し、出水期前に施設撤去訓練を実施している。なお、昭和 61 年度（1986）から平成 21 年度（2009）までは河川環境管理財団大阪事務所が施設を撤去。平成 22 年度（2010）以降は淀川河川事務所が施設を撤去している。



サッカーゴールの移動



管理所の移動

#### （4）利用指導

健全な公園利用の増進を図ることとともに、安全快適な利用のため、日頃の巡視等の際に公園利用状況等を把握するとともに、利用上の注意などの公園利用に対する利用指導等を行う。特に、ホームレスによる不法占拠、公園施設の破損または汚損、不法耕作、不法投棄、ゴルフの練習など、不正・不法利用者に対しては、立ち退きのお願いや中止の指導を行ってきた。

具体的な例を挙げると、近年、公園内でバーベキューを楽しむ利用者が多くなり、火気を扱うことから危険を伴うため、平成 18 年（2006）に 21 地区にバーベキュー利用可能指区域を設定し、令和 6 年度（2024）時点で 21 地区を設けている。あわせて、区域外利用者への指導、生ごみ・消し炭片付け、時間外利用について、公園管理センターから指導、要請等を実施している。

さらに、西中島地区については、西中島地区周辺へのゴミ等による環境悪化の抑制や公園利用者へのサービス向上を図るため、平成 25 年度（2013）BBQ エリアへの入場を有料とし、ゴミの回収・処分とトイレの充実化にかかる費用に充てる取り組みを試行し、平成 28 年度（2016）から有料化を本格実施している。



西中島地区 バーベキューエリア



太子橋地区 バーベキューエリア

## (5) 多彩なイベント

淀川の自然や広大な河川敷である特性を生かした、マラソンや自然教室などのイベントを実施してきているが、近年は特に、なにわ花火大会（55万人）、背割堤桜まつり（40万人）、淀川寛平マラソン（1万3千人）、大阪・淀川市民マラソン（1万3千人）など大型イベントが多数開催されている。



枚方地区 淀川寛平マラソン



西中島地区 フリーマーケット



背割堤地区 さくらまつり



背割堤地区 秋のチャリサイ

## (6) 運動施設

沿川市町の急激な都市化に伴い、市民向けのスポーツ施設に対するニーズが高まり、淀川河川公園に運動施設設置の要望が沿川行政機関から多く寄せられ、昭和50年代に多くの施設が設置された。開園当初の施設使用は申し込み順で無料としていたが、昭和50年（1975）から、河川環境管理財団が利用者から協力金を徴収し、施設の維持管理を実施してきた。その後、平成13年度（2001）からは、河川環境管理財団が都市公園法第5条に規定する管理許可を受け、許可に基づく収益事業として用具等貸出業務及び施設使用料の徴収並びに施設の維持補修を行う運動施設管理運営業務を実施してきた。テニスコートについては、昭和61年度（1986）まで河川環境管理財団が管理を行っていたが、老朽化が進んだコートの改修を行うため、財政投融資の投入が可能な住宅・都市整備公団が特定公園施設として改修および管理を行うこととなった。

平成24年（2012）までの各運動施設の整備や管理の状況や、運動施設予約システム「よどいこ」導入等については「淀川河川公園管理事業の記録（平成27年（2015）4月）」に記載されている。

現在は、総合評価一般競争入札により選定された事業者が、運動施設、飲食・物販施設等、公園利用者へのサービス向上に資する収益施設についても、独立採算で運営維持管理を行うこととなっている。



枚方地区 淀川スタジアム（野球場）



枚方地区 多目的広場

表 9.4-1 淀川河川公園維持管理業務負担区分<sup>2)</sup>

管理項目・費用	直轄河川維持修繕費	国営公園等維持管理費
巡視等	高水敷等の巡視及び広報	広報
安全点検		バックネット、シェルター、遊具など工作物の安全点検
清掃	高水敷等の清掃及び塵芥処理	移動式トイレ、水のみ場、徒渉池など工作物の清掃、サービスセンターの清掃
植物管理	除草、芝生管理	樹木及び花卉の補植、剪定、施肥
高水敷等維持補修	高水敷等の不陸整正、排水管理、坂路・階段・管理用道路などの維持修繕	
工作物維持補修		移動式トイレ、バックネット、シェルター等の維持補修
サービスセンター 建物維持管理		サービスセンターの点検補修及び光熱水費
出水時措置	出水による高水敷の塵芥・土砂等の処理及び洗堀等の復旧	移動式トイレ、バックネット、シェルター等の撤去、復旧、砂場、遊具等の補修
利用者整理		公園利用の整理

〈参考文献〉

●第4章

- 1) 後藤和夫 (1991) : 淀川河川公園－全国の河川公園のモデルとして歩む－、公園緑地 52(4)、pp. 36-38
- 2) 近畿建設協会 (1998) : 近畿地方建設局 50 年のあゆみ. 記録編、p. 706
- 3) 財団法人河川環境管理財団 (1994) : 淀川河川公園管理 20 年の歩み、p. 42

## 第5章 近年の主なトピック

### 5.1 第16回全国「みどりの愛護のつどい」の開催

平成17年(2005)4月23日、皇太子殿下のご臨席を賜り、第16回全国「みどりの愛護」のつどい実行委員会(国土交通省、大阪府、大阪市、高槻市、枚方市、公園緑地管理財団、河川環境管理財団)の主催により、第16回全国「みどりの愛護」のつどいが、淀川河川公園の枚方地区・大塚地区で開催された。参加者は、みどりの愛護功労者87団体、大阪府都市緑化功労者8団体、出演・協力団体7団体の200名と招待者1300名であった。

殿下は、淀川河川事務所にご到着、淀川河川公園事業概要御聴取の後、枚方地区の会場にて式典御臨席、お言葉を頂き、式典終了後、ヨシ笛作り等の自然工作教室をご観察された。そして、植樹会場にて記念植樹、淀川資料館ご観察の後、枚方地区船着場で渡し舟に御乗船になり、対岸の大塚地区にて淀川三十石船舟歌や和太鼓のご観察をされている。

会場となった枚方地区は、平成9年度(1997)に開園した淀川河川公園のシンボル拠点であり、低水路河道の付替工事により生まれた35haの高水敷を利用し、コンサートにも活用できるアクアシアターなどの設備も整った水辺公園として整備されたものである。



図9.5-1 第16回全国「みどりの愛護」のつどい会場全体図

### 5.2 守口スポーツプラザの廃止整備と守口地区の再整備

昭和62年(1987)に建設省、住宅・都市整備公団(現・独立行政法人都市再生機構)の共同による事業(特定公園施設)として、守口地区にフィットネス・リゾート(守口スポーツプラザ)が整備された。

当初はプール及びスケート場として整備され、平成18年(2006)からは通年型スケート場として営業をしていたが、平成19年度(2007)に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画において、都市再生機構が平成30年度(2018)までできるだけ早期に特定公園施設業務を終了するとされたことや施設の老朽化を受けて、平成29年度(2017)で営業を終了した。構造はRC造3階建てであり、26m×56mアイススケートリンクのほか、軽食堂や売店などが入っていた。



屋内 1 階 流水プール



屋内 1 階 スケートリンク

守口地区のうち、河川沿いの堤内地は、スーパー堤防上に整備され、堤外地の外島地区を望む石畳の広場と藤棚が、ゆるやかな階段とスロープの上にあり、守口スポーツプラザにのびる立体遊歩道と一体的に整備されていた。

守口スポーツプラザの建物は、平成 30 年度（2018）に撤去され、同じ敷地内にあった守口サービスセンターについては、仮設施設として淀川沿いの堤内地に設置された。現在、遊歩道の撤去工事とともに、利用者がゆったりと憩えるサービス提供機能や様々なイベント等の利用案内機能等を有する新サービスセンターとして再整備を進めているところである。



開園当初の守口地区の様子

### 5.3 河川敷切り下げ事業

平成 20 年（2008）に改定された淀川河川公園基本計画では、河川敷の切り下げ等の河川形状を修復する取り組みにより水陸移行帯等の保全・再生を図るとしている。高槻市の三島江地区はこの取り組みのパイロット事業として平成 14 年（2002）に実施された、河川公園で初めて高水敷の切り下げを行った箇所である。現況地盤から最大 4.5m、河川横断方向に幅約 80m、河川縦断方向に延長 200m、掘削土量が約 33,100m<sup>3</sup> の規模であった。

切り下げ地域については、学識者の意見等を反映し植生回復の実験エリアとして一般の立ち入りを制限していたが、野鳥観察や散策などに立ち入る人も多く、公園の管理員が立ち入り回避を要請していた。このため、今後のモデルとなるよう、河川レンジャーがファ

シリテーターとなり、地域住民で切り下げ地区の利用のあり方を話し合う「三島江河川敷切り下げ区域意見交換会」が平成 22 年（2010）から 23 年（2011）にかけて計 4 回開催された。

意見交換会でとりまとめられた切り下げ区域の利用のあり方は、立ち入りや草刈りの考え方を 3 エリアに分けた切り下げ区域の整備計画に反映されるとともに、意見交換会終了後には、維持管理に関する意見交換会が動き出し、地元中学校の理科クラブも参加する外来種などの草刈り作戦など、維持管理活動への住民参加に発展している。

その後、河川敷切り下げ事業は、点野野草地区でも実施しているところである。

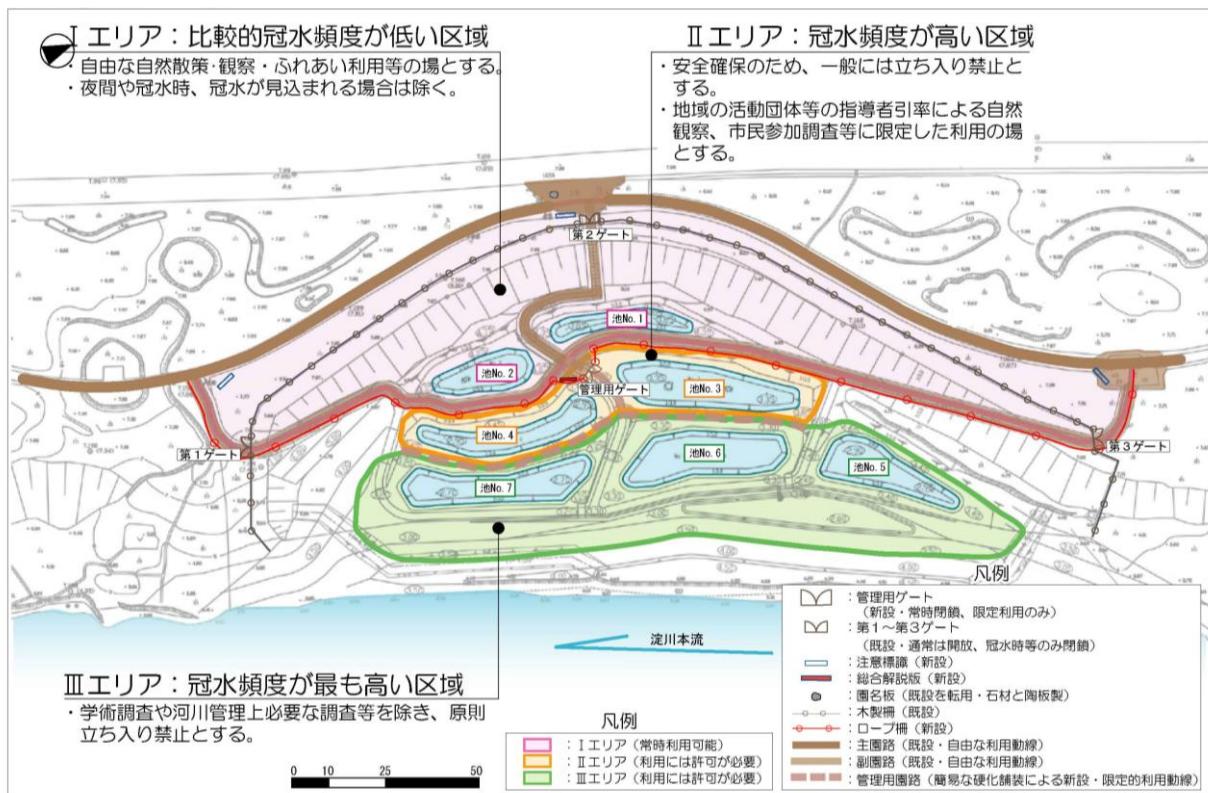


図 9.5-2 三島江地区切り下げ区域整備計画



三島江切り下げ地区（切り下げ前後）

#### 5.4 三川合流部の整備と利活用

木津川、宇治川、桂川の三川が出会合う背割堤地区は、平成元年（1989）に開園され、桜の開花時期には10万人以上の方々が訪れる近畿でも有数の桜の名所である。

平成29年（2017）には、地域間交流や地域振興、観光周遊の拠点として「さくらであい館」が整備されている。契機となったのは、平成15年（2003）に都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」計画において、三川合流部の施設整備が位置付けられ、平成19年（2007）に「淀川三川合流域地域づくり構想」が策定されたことである（詳細は、第5編第6章参照）。整備にあたっては、周囲の自然環境との調和や地域の歴史性に配慮したデザインを取り入れ、地域間交流の中核となる施設の設計が必要となることから、平成26年（2014）～27年（2015）に「淀川三川合流域拠点施設検討委員会」を開催して基本デザインを決定した。開館以来、サイクリストの休憩所、地域間交流の場として利用され、併設された展望塔で季節折々の風景が楽しめている。

平成28年（2016）以降、3月下旬～4月上旬ごろには「さくらまつり」として各種イベントが開催され、船着き場を活用した舟運イベントも行われている。令和5年（2023）は、背割堤さくらまつり実行委員会（構成：八幡市、淀川河川公園事務所、京都府、京阪ホテルディングス（株）、（一社）京都山城地域振興社（お茶の京都DMO）、淀川河川公園管理センター）の主催で、11日間にわたり開催された。なお、令和5年（2023）は、初めて有料化し、参加者から運営協力金（1人100円）を頂き、来園者の安全確保のための誘導・警備や、ごみ処理、仮設トイレの増設や汲み取りのほか、背割堤の桜の保護・育成・新規植樹などの費用として充当した。



背割堤地区の全景



さくらであい館



図 9.5-3 令和 5 年度背割堤さくらまつりの概要

## 5.5 民間との連携による水辺の賑わい創出

下流域にある西中島地区と十三野草地区では、大阪商工会議所からの提案を受け、平成 27 年度（2015）より、淀川河川事務所と大阪商工会議所の協働で、社会実験「淀川アーバンキャンプ」が進められてきた。都市部でも淀川の自然を感じながら、アウトドアが楽しめる企画として、グランピング宿泊体験・カヌー等の水辺のアクティビティ体験に加えて飲食物の提供、アウトドア用品の販売などが行われている。

令和元年（2019）からは、淀川河川公園管理センターが、自主事業「淀川アーバンフロント」として事業を引き続き実施しており、淀川大堰下流部での舟運活性化の一助として、アーバンボートの運営（令和 5 年（2023）はナイトクルーズ）もあわせて行っている。

また、十三野草地区を含む淀川河川敷十三エリアについて、令和 3 年（2021）から検討協議会（事務局：大阪市淀川区役所）が設置され、魅力向上、地域活性化、機能向上に向けた取り組みの検討が進められており、令和 4 年（2022）に登録されたかわまちづくり計画に基づき、今後、協議会が選定した民間事業者による魅力向上事業が実施されることとなっている。



図 9.5-4 淀川アーバンフロント（令和 5 年）の概要